

業務改善命令の概要

業務の適正な運営を確保するため、速やかに以下の措置を執ることを命ずる。

- 1 法令遵守体制（役職員が、法令を正しく理解し、確実に遵守することのできる体制）を構築すること。その際、特に次の点に留意すること。
 - (1) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第19条第2項に規定する譲受け制限者に対する債権譲渡を防止するため、債権譲渡先の調査・確認体制を構築するなど、反社会的勢力の排除に向けた社内態勢を構築すること。
 - (2) 社内におけるリスク管理態勢を構築すること。

- 2 以下の観点から、内部統制の充実・強化を図ること。
 - (1) 業務を適切に分離・分担させることにより、役職員の権限・責任を明確化し、業務管理及び相互牽制が有効に機能する組織態勢を構築すること。
 - (2) 不備事例の発生を防止できる態勢を構築すること。
 - (3) (2)の態勢の実効性を自ら検証することのできる内部監査態勢を構築すること。

- 3 上記1及び2に関する改善措置の具体的内容及びその実施時期を明らかにした業務改善計画を発令日から1か月以内に提出し、以後、計画の実施が完了するまでの間、その実施状況を3か月ごとに報告すること。